

地方分権に関する検討状況について

「地域主権改革」関連法の施行に伴う「義務付け・枠付けの見直し（第3次分）」への対応に関する検討状況は以下のとおりである。

1 「第3次一括法（※）案」の概要

資料のとおり。

※一括法：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

2 各主管部長会における検討の経緯

平成23年

11月29日 義務付け・枠付けの見直し（第3次分）の閣議決定

平成24年

1月27日 企財部長会において、検討の進め方を確認

2月24日 企財部長会において、検討対象事務の部長会の割振りを確認

3月～4月 各主管部長会において、閣議決定の内容等に基づき、特別区への影響等を検討

3月9日 第180回通常国会に義務付け・枠付けの見直し（第3次分）に係る一括法案が提出（※現在衆議院で審議中）

4月26日 企財部長会において、各主管部長会の検討状況をとりまとめ

3 各主管部長会における検討結果

(1) 区が条例等を制定（改正）する必要のある法律

No.	法律名	検討結果
1	社会教育法	社会教育委員の委嘱に関する基準について、新たに基準に関する規定を追加する必要があり、各区における条例の改正が必要である。
2	介護保険法	<p>① 「基準該当介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準」</p> <p>② 「指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準、支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準」</p> <p>③ 「地域包括支援センターの職員等に関する基準」</p> <p>について、各区における条例の制定が必要である。</p> <p>※ ①については、本区では「基準該当介護予防支援」を実施していないため、条例の制定を要しない。</p>
3	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	事務所や店舗など、特定建築物の届出を受けた場合の都道府県労働局長への通知に係る規定を削除することについて、各区における保健所長委任規則の改正が必要である。
4	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康被害認定審査会の委員の定数に係る規定の削除に伴い、各区における条例の改正が必要である。

(2) 特別区間での調整または都との調整等が必要な法律

No.	法律名	検討結果
1	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	現行、都条例で 20 人と規定されている教科用図書選定審議会の委員の定数について、枠付けの廃止により定数が変更された場合、各区が決定する定数に関する一定の申し合わせを 23 区として行うか否か判断する必要がある。
2	民生委員法	現行、各区が規定している、民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数に関する規定を削除することについて、区ごとに資格や定数が異なる場合は、23 区で一定の情報提供を図る必要がある。
3	介護保険法	<p>① 「基準該当居宅介護支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準」</p> <p>② 「指定居宅介護支援の指定の申請者に関する基準、支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準」</p> <p>について、都が条例を定める際は、事前に区と十分な協議を行うよう要請する。</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第3次一括法案）の概要

平成24年3月
内閣府地域主権戦略室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

地方自治体に対する義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、「施設・公物設置管理の基準」等について、これまで2次の見直しを実施してきたところ。

（第1次一括法（平成23年4月成立）、第2次一括法（平成23年8月成立））

第1次一括法附則第47条において、残された条項についても、できる限り速やかに見直しを行うこととされていることを受け、下記の3つの重点事項を中心に、第3次の見直しを行うもの。

2. 改正内容

義務付け・枠付けの更なる見直し（H23.11.29 閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備（69法律）を行う。

（1）地方からの提言等に係る事項

- ・都道府県交通安全対策会議の知事が必要と認める者の任命
- ・指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任
- ・地域包括支援センターの基準の条例委任
- ・農業委員会の選挙区の基準の見直し

（2）通知・届出・報告、公示・公告等

- ・農用地利用規程の公告の義務の廃止
- ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告の義務の廃止

（3）職員等の資格・定数等

- ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
- ・私立学校審議会の委員の定数の廃止
- ・都道府県建築士審査会の委員の定数の廃止
- ・公害健康被害認定審査会の委員の上限数の廃止

（4）その他

- ・高齢者部分休業の期間の上限の廃止
- ・地方独立行政法人を非公務員型に移行する定款変更を可能に

3. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成25年4月1日 等

